

国立大学法人旭川医科大学学長選考会議規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長  
学長代行 理事 松野 丈夫

国立大学法人旭川医科大学学長選考会議規程の一部を改正する規程

国立大学法人旭川医科大学学長選考会議規程（平成16年旭医大達第193号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>国立大学法人旭川医科大学学長選考・監察会議規程 (趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則（平成16年旭医大達第148号。以下「規則」という。）第17条第2項の規定に基づき、<u>国立大学法人旭川医科大学学長選考・監察会議</u>（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(任務)</p> <p>第2条 会議は、次に掲げる事項を任務とする。</p> <p>(1) 国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）第12条第2項の規定に基づく学長の選考に関する事項</p> <p>(2) 法人法第17条第4項の規定に基づき文部科学大臣が行う学長の解任に係る申出に関する事項</p> <p>(3) 法人法第15条第1項の規定に基づく学長の任期に関する事項</p>	<p>国立大学法人旭川医科大学学長選考会議規程 (趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則（平成16年旭医大達第148号。以下「規則」という。）第17条第2項の規定に基づき、<u>国立大学法人旭川医科大学学長選考会議</u>（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(任務)</p> <p>第2条 会議は、次に掲げる事項を任務とする。</p> <p>(1) 国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）第12条第2項の規定に基づく学長の選考に関する事項</p> <p>(2) 法人法第17条第4項の規定に基づき文部科学大臣が行う学長の解任に係る申出に関する事項</p> <p>(3) 法人法第15条第1項の規定に基づく学長の任期に関する事項</p>

(4) 学長の業務執行状況の確認

(5) 法人法第10条第4項の規定に基づく大学総括理事の設置に関する事項 (新設)

2 国立大学法人旭川医科大学監事監査規程 (平成16年旭医大達第3号) 第10条の規定に基づき、学長が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は国立大学法人法 (平成15年法律第112号) 若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認められるとして、監事から会議に報告があったときは、会議は、学長に対し、業務執行状況について報告を求めることができる。 (新設)

(組織)

第3条 会議は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 国立大学法人旭川医科大学経営協議会規程 (平成16年旭医大達第149号) 第3条第1項第4号の構成員のうちから、国立大学法人旭川医科大学経営協議会 (以下「経営協議会」という。) において選出された者 5人

(2) 国立大学法人旭川医科大学教育研究評議会規程 (平成16年旭医大達第2号) 第3条第1項第2号から第5号まで及び同条第2項各号の構成員のうちから、国立大学法人旭川医科大学教育研究評議会 (以下「教育研究評議会」という。) において選出された者 5人

(削除)

2 前項各号に定める委員が学長候補者となった場合は、委員を辞退しなければならない。

(任期)

第4条 委員の任期は、それぞれ経営協議会又は教育研究評議会の任期と同一とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(4) 学長の業務執行状況の確認

(組織)

第3条 会議は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 国立大学法人旭川医科大学経営協議会規程 (平成16年旭医大達第149号) 第3条第1項第4号の構成員のうちから、国立大学法人旭川医科大学経営協議会 (以下「経営協議会」という。) において選出された者 5人

(2) 国立大学法人旭川医科大学教育研究評議会規程 (平成16年旭医大達第2号) 第3条第1項第3号から第5号まで及び同条第2項各号の構成員のうちから、国立大学法人旭川医科大学教育研究評議会 (以下「教育研究評議会」という。) において選出された者 5人

(3) 規則第9条第2号に規定する理事のうちから、会議において選出された者 4人以内

2 前項各号に定める委員が学長候補者となった場合は、委員を辞退しなければならない。

(任期)

第4条 委員の任期は、それぞれ経営協議会、教育研究評議会又は理事の任期と同一とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(略)

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

**【改正理由】**

国立大学法人法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

(略)